

パーソナル系データ連携基盤構築等業務委託に係る総合評価競争入札実施要領

(事業の概要)

第1条 この要領は、「パーソナル系データ連携基盤構築等業務委託」（以下「業務委託」という。）において、入札者から次年度以降に想定される運用保守に係る費用を提示してもらうことにより、構築費用のみならず、データ連携基盤を次年度以降に継続利用した場合に発生するであろう費用も総合的に考慮して落札者を決定する総合評価一般競争入札の実施に関し必要な事項を定める。なお、この総合評価一般競争入札については、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）及び鳥取県会計規則（以下「規則」という。）の規定に基づき実施する。

(契約期間)

第2条 この契約の期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

(入札の実施時期)

第3条 令和7年9月5日午後2時

(入札参加資格要件)

第4条 この競争入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

- ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 本件調達のお知らせ日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- ウ 本件調達のお知らせ日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- エ 本件調達のお知らせ日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱（平成29年10月5日付第201700167239号）第3条に規定する参加制限措置を受けていない者であること。
- オ 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下の全ての業種区分に登録されている者であること。

（ア）情報処理サービスのシステム等開発・改良

（イ）情報処理サービスのシステム等管理運営

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和7年7月31日（木）正午までに鳥取県総務部総合事務センター物品契約課に提出すること。

カ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

キ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員は、(1)のアからエまでの要件を全て満たしていること。

イ 以下の競争入札参加資格のそれぞれの業種区分に、構成員の1者以上の者が登録されていること。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を、令和7年7月31日(木)正午までに鳥取県総務部総合事務センター物品契約課に提出すること。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

- ・ 目的
- ・ 名称
- ・ 事業所の所在地
- ・ 成立の時期及び解散の時期
- ・ 構成員の住所及び名称
- ・ 代表者の名称
- ・ 代表者の権限
- ・ 構成員の出資の割合
- ・ 運営委員会
- ・ 構成員の責任
- ・ 取引金融機関
- ・ 決算
- ・ 利益金の配当の割合
- ・ 欠損金の負担の割合
- ・ 権利義務の譲渡の制限
- ・ 業務途中における構成員の脱退に対する措置
- ・ 構成員の除名
- ・ 業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置
- ・ 解散後の契約不適合責任
- ・ 解散後の著作権
- ・ その他必要な事項

キ 各構成員は鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(入札公告及び入札説明書に明示する事項)

第5条 当該業務委託に係る入札公告及び入札説明書には、施行令第167条の6第1項、規則第122条第3項の規定により公告をしなければならない事項並びに施行令第167条の6第2項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、次の事項について明示するものとする。

(1) 落札者の決定方法

(2) その他必要と認める事項

(見積書の作成)

第6条 次年度以降の運用保守に要する年間経費に係る見積書は、様式第6号によるものとする。

(1) 見積金額には、消費税及び地方消費税の額を含めた金額を記載すること。

なお、パブリッククラウドのサービス利用料、回線費用などパーソナル系データ連携基盤の運用に必要な一切の費用を含むこと。

(2) 内訳については、各区分に従い記載し、備考欄には、必要に応じ積算内訳等を記載すること。

なお、次年度以降の運用保守に必要な経費で、区分に記載のない項目については、その他の欄に記載し、備考欄に記載すること。

(3) その他必要と認める事項

(評価基準)

第7条 落札者の決定方法は次のとおりとする。

(1) 入札価格の評価

鳥取県会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の範囲内の入札価格について、次の式により換算し、点数（以下「価格点」という。）を与える。価格点の上限は100点とする。

なお、予定価格を上回る入札書を提出した者は、価格点及び(2)の見積書の評価を行わない。

価格点 = $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$ ※小数点第2位以下を切り捨て

(2) 見積書の評価

提出された次年度以降の運用保守に要する年間経費に係る見積書（様式第6号）の見積額について、次の式により換算し、点数（以下「評価点」という。）を与える。評価点の上限は200点とする。

評価点 = $200 \times (\text{最低見積額 (注)} / \text{見積額})$ ※小数点第2位以下を切り捨て

(注) 予定価格の範囲内の入札価格を提出した事業者のうち、次年度以降の運用保守に要する年間経費に係る見積額が最も低い事業者の見積額をもって最低見積額とする。

(3) 落札者の決定

予定価格の範囲内の入札書を提出したもののうち、(1)により算定された価格点及び(2)により算定された評価点の合計（以下「総合評価点」という。）が最も高い者を落札者とする。

なお、総合評価点が最も高い者が複数いる場合は、くじ引きを行い、その当選者を落札者とする。くじ抽選は、別紙「くじ抽選の方法について」に基づいて行う。

(4) その他

落札者を決定するに当たり、施行令第167条の10の2第4項に基づき、あらかじめ、次に掲げる事項について学識経験者から意見を聞くこととする。

ア 落札者決定基準を定めるにあたっての留意事項

イ 落札者の決定（学識経験者が必要であると認めた場合）

(入札結果の公表)

第8条 入札結果は、開札に合わせ審査結果を開札会場にて発表し、入札参加者に対し、次に掲げる項目について文書で通知を行う。また、その概要についてホームページにて公表するものとする。

(1) 結果の通知

ア 件名「パーソナル系データ連携基盤構築等業務委託」総合評価一般競争入札

イ 開札（審査）結果

ウ 結果に対する問合せ先

エ 今後の手続き

(2) 結果の公表

- ア 件名「パーソナル系データ連携基盤構築等業務委託」総合評価一般競争入札
- イ 開札（審査）結果

(スケジュール)

第9条 契約の締結に至るまでの手続き及び時期

- | | |
|-----------------------|-----------|
| (1) 入札公告 | 7月28日 |
| (2) 質問書の提出締切り | 8月5日午後5時 |
| (3) 事前提出物の提出締切り | 8月27日午後5時 |
| (4) 事前提出物の審査結果 | 8月29日 |
| (5) 入札（入札書及び見積書の提出） | 9月5日午後2時 |
| (6) 落札者の決定 | 9月5日 |
| (7) 通知（郵便による入札参加者）・公表 | 9月8日 |
| (8) 契約締結 | 9月17日 |

(その他)

第10条 提出書類等の取扱い

- (1) 原則として返却しない。
- (2) 入札参加者は、提出する書類が鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になることをあらかじめ承知の上、提出すること。